

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策の概要

【調査対象政策】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律等に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための政策
(政策の目的) 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ること（⇒ 人権の擁護、男女平等の実現、女性に対する暴力の根絶）
【政策所管府省】 内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、厚生労働省、総務省、文部科学省及び国土交通省

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号、16年・19年一部改正）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
 （平成20年1月11日 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）
 （平成16年12月2日策定 平成20年1月11日全部改正）
 全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針を国が策定
 （基本計画の指針となるべきもの）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画
 （平成19年3月末現在、47都道府県で策定）
 広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を総合的に、かつ地域の実情を踏まえ、きめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む都道府県が策定
 ※平成19年の法改正により、市町村においても基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととなった。

国が講じている主な施策・予算

	（単位：百万円）	
	20年度予算	（19年度予算）
〔内閣府〕		
・ 女性に対する暴力の防止に関する調査研究等	18	(32)
・ 女性に対する暴力をなくす運動等	25	(14)
・ 配偶者からの暴力の防止と被害者保護のための地方公共団体等連携強化促進(アドバザン派遣等)	36	(19)
計	79	(64)
〔警察庁〕		
・ 女性に対する救済策の充実 (相談・カウンセリング対策、相談情報管理システム、被害者保護施設整備等)	298	(303)
・ 配偶者からの暴力等に対する厳正な対処	8	(8)
・ DV防止広報の推進(マニュアル・ポスター)	9	(9)
計	315	(319)
〔法務省〕		
・ 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究	-	(2)
・ 女性の人権ホットラインの充実	5	(5)
・ 男女共同参画問題研修の実施	11	(11)
計	16	(18)
〔厚生労働省〕		
・ 婦人相談所運営費負担金（広域措置費、通訳雇上等）	18	(18)
・ 婦人保護事業費負担金（婦人相談所一時保護所の職員の配置、婦人相談所による一時保護委託等）	870	(820)
・ 婦人保護事業費補助金（婦人保護施設の職員の配置等）	1,287	(1,284)
計	2,175	(2,121)
合計	2,585	(2,522)

都道府県が策定した基本計画の例

（東京都 計画期間：平成18年度から3年間）

〈基本目標〉	〈施策目標〉	〈主な具体的施策〉
1 暴力の未然防止と早期発見の推進	暴力防止教育と啓発の推進 早期発見体制の充実	普及啓発・人権教育の推進 医療機関、警察等の適切な対応
2 多様な相談体制の整備	配偶者暴力相談支援センター機能の充実 身近な地域での相談窓口の充実	被害者支援基本プログラムの作成と活用 区市町村の支援センター整備支援
3 安全な保護のための体制の整備	保護体制の整備 安全の確保	一時保護体制の拡充 警察署長等による援助
4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	総合的な自立支援の展開 安全で安心できる生活支援 就労支援の充実 住宅確保のための支援充実 子供のケア体制の充実	支援センターの自立支援機能拡充 住民票写しの交付制限 職業訓練の充実 都営住宅の活用 子供のケアプログラムの作成
5 関係機関・団体等の連携の推進	広域連携・地域連携ネットワークの構築 民間団体との連携・協力の推進	ネットワーク会議の設置 被害者支援民間人材の養成
6 人材育成の推進と適切な苦情対応	人材育成、二次被害の防止 苦情への適切かつ迅速な対応	職務関係者研修の充実 苦情処理手順の明確化
7 調査研究の推進	調査研究、加害者対策の検討	被害者、加害者対策の研究・検討